○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十六日

北海道開発局長　鈴木　英一

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十一号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市北区北三八条西二丁目三〇三番七三から同市北区麻生町一丁目八〇一番七二三まで	前	三三・一〇～三八・六〇メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	三二・一〇～四一・二〇	〇・〇五八
札幌市北区麻生町三丁目八〇一番二四一地内	前	三二・九〇～四三・二〇	〇・〇三三
	後		〇・〇三三

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石狩市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇二林班ろ小班から同市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇二林班リ小班まで	前	八一・〇〇～一五〇・五〇メートル	〇・二三六キロメートル
	後	一一五・〇〇～二五六・〇〇	〇・二三六

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡美瑛町字ウバクベツ七八一番一三から同町字ウバクベツ七八一番八まで	前	三〇・〇〇～五四・一四メートル	〇・二一二キロメートル
	後	三一・七四～五九・八六	〇・二一二

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十九号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡興部町字宇津四九番五から同町字宇津六三番一まで	前	三一・〇〇～四四・〇〇メートル	〇・二四一キロメートル
	後	三一・〇〇～五七・〇〇	〇・二四一

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町飽別原野基線四四番一地先から同市阿寒町飽別原野基線五七番一四まで	前	二二・〇〇～四四・五〇メートル	一・二九〇キロメートル
	後	二四・五〇～七〇・〇〇	一・二九〇

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

六　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町旧白滝四〇六番一から同町旧白滝三八一番一まで	前	二六・九四～二八・三七メートル	〇・一三六キロメートル
	後	二七・〇八～四一・七七	〇・一三六

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

七　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町ウトロ東二八一番から同町ウトロ東二二五番まで	前	一七・四〇～二七・四〇メートル	〇・一八八キロメートル
	後	一七・四〇～二一・八〇	〇・一八八
北海道斜里郡斜里町字日の出一五三番四から同町字日の出一七二番まで	前	一六・二〇～三六・六〇	〇・一四四キロメートル
	後	一六・二〇～四七・一〇	〇・一四四

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

八　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字シュマラウス国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四三林班に小班地内	前	一六・六八～八五・三七メートル	〇・五五キロメートル
	後	二三・一〇～一三四・七一	〇・五五
北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内	前	二二・三六～八三・六一	〇・〇八四キロメートル
	後	二二・三六～八三・八七	〇・〇八四
北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内	前	一七・七七～四〇・六九	〇・〇五九キロメートル
	後	一七・七七～八六・八三	〇・〇五九
北海道広尾郡広尾町字美幌国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班わ小班から同町字フンベ七番一まで	前	二三・一七～五三・一二	〇・〇五八キロメートル
	後	二三・一七～六一・二七	〇・〇五八

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十六日

北海道開発局長　鈴木　英一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	札幌市南区小金湯六二二番一から同市南区小金湯六四四番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	石狩市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇二林班ろ小班から同市浜益区雄冬国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇二林班リ小班まで	〃
二百三十号	帯広市稲田町東一線一二番一〇から同市稲田町東一線一五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年七月十六日